

2024年 尾見文化財保存基金（古民家保存再生助成金）

募集要項

公益財団法人公益推進協会

1. 助成対象

(1) 趣旨

筑西市には素晴らしい古民家がいくつか残っています。しかし、そうした地域資源が徐々に朽ち果てたり、建て壊されたりしています。そこでこの基金は、こうした古民家を後世に残すことを目的として助成を行います。

(2) 事業

古民家を後世に残すことを目的として、比較的規模の小さな非営利法人を対象に、建物、庭園の維持管理や古民家体験の場の提供、地域資源の活用と地域活性化のための助成を行います。

(3) 所在地

筑西市内に限定。

(4) 一団体(グループ)内で一施設に限ります。

2. 助成金額及び助成件数

交付する助成金額は、1施設当たり600万円以内とし、1施設程度を対象とします。

各施設への助成金額は、当財団選考委員会及び常任理事会の決議により決定します。

3. 助成対象期間

助成対象期間は、2023年8月1日から2023年12月31日までとします。

4. 応募方法

下記の書類を当財団事務局まで送付してください。

- ・助成金応募用紙
- ・申請金額の根拠となる見積書のコピーや計画書など

5. 申請期間

2023年12月18日（月）～2024年1月15日（月）（期間内に必着）

6. 助成金の交付

助成対象事業に決定した後、指定の銀行口座に助成金を振り込みます。

7. 選考

外部有識者を含む選考委員会に諮り、理事会の決議を経て、助成対象事業ならびに助成金額を決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

8. 結果通知

選考結果については、1月下旬までに当財団事務局から文書にて通知します。応募書類は返却できません。なお、応募書類に記載されている個人情報、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に

管理します。

9. 助成対象者の義務

助成金の受給を受けた場合は、申請の予定通り、速やかに事業を遂行してください。

- (1) 受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- (2) 助成対象事業の内容を変更するときは、その旨を当財団に申し出て承認を得てください。
- (3) 助成対象事業が中止になった場合や重複しての受給となることが判明したときは、助成金交付申請変更届を当財団に遅滞なく届け出てください。
- (4) 助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に助成対象事業完了報告書を提出してください。なお、報告書には、請求書、支払先や支払金額が明記された領収証もしくは収支計算書等のコピーを必ず添付してください。
- (5) 助成金交付事業の適正な執行のために必要がある場合は、当財団から状況報告を求め、または帳簿書類等の調査を行う場合があります。

10. 助成金の交付決定の取り消し及び返還

公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠ったその事実が判明したときは、助成金の交付の決定を取り消し、すでに交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還していただきます。

- (1) 助成対象期間内に助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (4) 助成金の交付に際し当財団から特別に依頼した内容または条件に違反もしくは従わなかったとき

(応募・お問合せ先)

東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2階

公益財団法人公益推進協会 尾見文化財保存基金事務局

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5425-4204